

第779回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成20年10月17日（金）午後1時30分から
場 所：教育委員会会議室（県庁16階）

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第778回教育委員会会議録の承認について
- 4 第779回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告（一般事務報告）
平成21年度県立特別支援学校高等部の募集定員等の変更について（特別支援教育室）
- 6 議 事
第1号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について（教職員課）
第2号議案 学校教職員人事異動方針について（教職員課）
第3号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について（特別支援教育室）
第4号議案 職員の人事について（教職員課）
- 7 課長報告等
（1）石巻高校の生徒の交通事故について（高校教育課）
（2）宮城県内の学校給食における事故米穀の混入について（スポーツ健康課）
（3）世界文化遺産特別委員会の調査・審議結果について（文化財保護課）
- 8 資 料（配布のみ）
（1）平成21年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項について（高校教育課）
（2）子どもの体力向上推進フォーラムについて（スポーツ健康課）
（3）みやぎっ子！元気アップエクササイズについて（スポーツ健康課）
（4）第63回国民体育大会「チャレンジ！おおいた国体」の結果について（スポーツ健康課）
（5）東北歴史博物館特別展「塩竈・松島 - その景観と信仰 - 」について（文化財保護課）
- 9 次回教育委員会の開催日程について
- 10 閉会宣言

第 7 7 9 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 0 年 1 0 月 1 7 日（金）午後 1 時 3 0 分から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長，櫻井委員，佐々木委員，小野寺委員，勅使瓦委員，
小林教育長

4 説明のため出席した者

三野宮教育次長，菅原教育次長，佐藤総務課長，安住教育企画室長，
氏家参事兼福利課長，安井教職員課長，竹田義務教育課長，
伊藤特別支援教育室長，高橋高校教育課長，高橋施設整備課長，
佐々木スポーツ健康課長，後藤生涯学習課長，真山文化財保護課長ほか

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

6 第 7 7 8 回教育委員会会議録の承認について

委員長 ； （委員全員に諮って）承認。

7 第 7 7 9 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

委員長 ； 佐々木委員及び勅使瓦委員を指名。
； 議事日程は配付のとおり。

8 教育長報告

（ 1 ）平成 2 1 年度県立特別支援学校高等部の募集定員等の変更について

（説明：教育長）

「平成 2 1 年度県立特別支援学校高等部の募集定員等の変更について」御説明申し上げます。

資料は，1 ページから 2 ページまでとなる。

特別支援学校高等部の募集定員については，これまで，出願資格を満たす県立特別支援学校中学部を含む中学三年生の進路動向を調査し，入学希望者全員を受け入れられるよう設定している。

そのため，平成 2 1 年度についても，これまでの方針を踏まえ，特別支援学校の通学区内の状況等を勘案しながら，県内全体を調整し，入学希望者に応じた募集定員を設定したものである。

その結果として，資料 1 ページにお示したように，1 6 校のうち 1 1 校の特別支援学校について募集定員等の変更を行うものである。

なお、募集定員の算出方法等は2ページを御覧願いたい。その表に示しているとおり、単一障害は8人で1学級、重複障害は3人で1学級を基準としている。募集定員が変更になった11校のうち、10番の利府養護学校の例を参考に簡単に説明する。利府養護学校の改定前の募集定員は、6学級38人となっている。その内訳は、単一障害学級4学級32人、重複障害学級2学級6人、合計6学級38人である。改定後は、6学級43人となる。内訳は、単一障害学級5学級40人、重複障害学級1学級3人、合計で6学級43人となる。学級数は改定前と後では、同じであるが、単一障害学級数と重複障害学級数の構成が異なるため、募集定員を変更していることを御理解いただきたい。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 子どもの数の全体が減っているのに、入る子どもの数が相対的に減ってきていると思うが、名取と利府だけかなり多く増えている理由はあるのか。

特別支援教育室長 名取養護学校については、昨年度は校舎の増築工事中であり、初めから2次募集を行わない方針であったが、今年11月に12教室ができるということと希望者も多いので、2次募集ということも考慮した。

佐々木委員 遠くの地域から通わないといけなくなっているということではないね。

特別支援教育室長 通学地域は同じである。

佐々木委員 通学は同じで、要するに通学にそれほど負担にならない範囲でということであるね。

小野寺委員 特別支援教育や特別支援学校に関わることをどこかで取り上げていく必要があると思っていた。募集定員の変更について報告があったので、いくつか伺いたい。

特別支援学校に在籍する生徒が増えており、施設が狭隘化しているという話を耳にする。もしそうであるならば、適正な環境を行政としては用意していかないといけないと思うが、実際に特別支援学校は、県では17あるが、その狭隘化は多くの学校でおきているのか、あるいは、仙台市とその周辺部でおきているのかということが一つである。それと、もし教室が不足しているのであれば、どのくらい不足してどう対応しているのかが二点目である。三つ目は、資料を見ると高等部の募集定員が減っているところもあるが、特別支援学校が狭隘化しているのは高等部に在籍している生徒が増えているのではないかと思うところがある。もし狭隘化していてこれからも生徒が増加するのであれば、急場しのぎの対応では駄目だと思う。その対応をある程度きちんとやっていく必要があると思う。その実態について伺いたい。

特別支援教育室長 特別支援学校は17校あるが、全部が狭隘化しているわけではない。やはり仙台近辺が一番多く、光明養護学校、名取養護学校、利府養護学校が狭隘化している。その他に古川と石巻が多少増えている。

名取養護学校については、先ほど御説明したように11月頃に増築の12

教室ができる予定である。それとプレハブについては、現在も使用しているが、さらに光明4教室、利府8教室、古川4教室が今年度中に完成する予定である。

不足についてであるが、先ほども説明したように重複障害は3人で1学級となるし、単一障害は8人で1学級となる。単純に学級数から教室数を勘案すると70ぐらい少ないが、その辺は一つの教室に2学級入る場合もあり、そのようなことで対応している。先ほども御説明したとおり増えている理由は、高等部の生徒が小中学部の児童生徒を合わせた数よりも増えている状況がある。それを推測する努力はしているが、現在の特別支援学校の中学三年に在籍している生徒とか、中学校の特別支援学級に在籍している生徒の数は把握できるが、通常の学級から入る生徒等もいるので、その辺がどの程度入ってくるのかという推測がなかなか難しく頭を悩ませている。この辺については全国的な傾向でもある。対策としては、特別支援教育制度になったということもあるが、これからはすべてではないが、複数の障害種に対応できないかということもあるし、小中高等学校で難しい問題ではあるが、分校、分教室が設置できないかということがある。それらのことなども考えながら先の議会でも説明したが、来年度中に整備計画を立て順々に整備を図っていきたいと考えている。

小野寺委員 やりくりをしているということであるが、実際に足りないわけである。それをプレハブ等で対応しているのか。

特別支援教育室長 そのとおりである。プレハブとか、特別教室等の比較的使用頻度の低い教室を臨時的に転用させていただいている。

小野寺委員 そうすると、これからも高等部に在席する生徒が増える見込みがあると思うが、そのような対応でよいのかなと思う。もう一つは、いまの特別支援学校は小中学部向けに建てられているのではないのか。高等部も想定して建てられているのか。

特別支援教育室長 当初は小中学部ということで想定して建てたし、敷地もその程度であったが、高等部が平成8年から宮城県の方針として全入ということで希望者は皆入れることとし、いまこのように増えてきたと言える。

小野寺委員 さらに伺うが、高等部に入学する生徒が増えているということをごどのように考えればよいのか。さらに、別な視点からであるが、いま光明、利府、名取が満杯であるということだが、すべて仙台市の近くである。仙台市にも鶴谷特別支援学校があるわけである。その辺との関係はどうなっているのか。

特別支援教育室長 生徒の増加については、小中学校までは小中学校に特別支援学級があり、そこに在籍している生徒もいるわけだが、高等学校になるとそのような学級が無いので、高等学校の段階で高等部を希望する方が増えていると言える。それから、やはり特別支援学校への理解が広がっており、その点で学習した

り、専門的に進路関係の世話が受けられる学校を希望する人が多いと思う。

仙台市立鶴谷特別支援学校についてであるが、定員制にしており、ある程度のところまでは入れているが、いま150人程度入っているが、それ以上は難しいということで県立に流れていると思っている。

教 育 長 先ほど佐々木委員からも御発言があったが、児童生徒全体として減っている中で特別支援学校の児童生徒の数は増えている。特に高等部の数が増えている傾向は、宮城だけの傾向ではなく、全国的な傾向としてある。そのような事態の中で仙台周辺の特別支援学校が狭隘化しているということがあり、プレハブ等で当面对応してきているという実態である。今後の問題であるが、室長からも御説明したが特別支援学校の在り方検討委員会を今年度つくっており、ここで今後の特別支援学校の整備方針を来年度中を目途に検討し、それを踏まえて将来的な整備をしたいと思っている。その際に仙台市内から特別支援学校に行く子どもの数が多いということがあるので、仙台市では特別支援学校を設置する義務は無いが、沢山の子どもが仙台市の行政区域の中にいるということから仙台市としてのそういった問題への対応ということも県としては求めたいということもあるので、その仙台市の対応の問題も含めて先に申し上げた検討委員会で検討していただくこととしている。

9 議 事

第1号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

(説明：教育長)

「校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正」について御説明申し上げます。

資料は、1ページから8ページまでとなる。

資料の5ページの新旧対照表を御覧願いたい。

平成21年4月から、学校教育法に基づく副校長及び主幹教諭の職が設置されることに伴い、「校長及び教員の採用手続に関する規則」を所要の文言整理を行うものである。

なお、この規則は、公布の日から施行するものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委 員 長 (委員全員に諮って)可決。

第2号議案 学校教職員人事異動方針について

(説明：教育長)

「学校教職員人事異動方針について」御説明申し上げます。

資料は、9ページから20ページまでとなる。

資料の10ページを御覧願いたい。学校教職員の人事異動については、これまで、学校教職員人事異動方針に基づき、有為な人材の登用、市部と郡部間等の地域間交流、教員組織の適正化、同一校在任期間の長いものについての積極的な異動、並びにへき地及び特別

支援教育の充実強化に重点を置き、本県教育の充実向上を図ってまいった。今後もこの基本方針を踏まえて進めてまいりたいと考えている。

今回提案している改正は、この異動方針に基づき定めている「人事異動実施要領」について、所要の見直しを行うものである。

見直しの内容は、8月の教育委員会で、平成21年4月より、副校長、主幹教諭を導入することが決定されたことに基づき、副校長、主幹教諭の昇任の基準等を定めるものである。

副校長については、その昇任、選考、配置について、校長の場合に準ずることとしている。

主幹教諭については、「人物・識見・実務等に優れた意欲のある職員を、面接等に基づき選考の上、昇任させる。」としている。

また、現任校における昇任が考えられることから、「配置は、学校及び地域の実情を勘案して行う。」としている。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 分からないので教えていただきたいが、主幹教諭は、人物・識見・実務等に優れた意欲のある職員を、面接等に基づき選考の上、昇任させると書いてあるが、どのような方が面接するのか、それとどのような時間を割いて、どのような方法で面接するのかを分かっているのであれば教えていただきたい。

教職員課長 具体的な選考の要綱等については、今回諮っている議案の可決後に正式に要綱等を定めることとなるが、面接については県教委の人事担当で面接をさせていただくということを考えている。

櫻井委員 何人ぐらいの方が、試験官として大体どのくらいの時間を割いてやるつもりなのか、いろいろな会社の面接について私もある程度知っているのですが、なかなかその人の識見等を面接で判断するのは難しいのではないかと考えているが、どのくらいの時間を想定しているのかを教えていただきたい。

教職員課長 それらの具体的な要綱等をつめていく段階で決定していくこととなると思うが、大体3名前後の人数で一人30分くらいの時間で考えている。新規採用ではなく実際に学校で働いている方の選考であり、当然所属長であるとか、市町村教委であれば所属の教育長から、これまでの勤務状況を踏まえて推薦等々についての書類提出も必要となるので、面接と、あるいは、それまでの勤務状況を用いて最終的な選考を行う必要があると考えている。

小野寺委員 人事異動方針については昨年と特にさほど変わっていないと思うが、新たに主幹教諭とか、副校長とかが入ってきたのだと思う。いま櫻井委員の質問に関連して一つ伺いたい。宮城県の管理職の選考のシステムであるが、大雑把に言ってどのような流れになっているのか。あるいは、大分の問題があっ

たわけであるが、何か特に今年変更した点とかがあるのか。

教職員課長 管理職の選考については、こちらの実施要領においても基本原則について規定しているところであるが、まず面接は当然行い、さらに管理職の場合は教育者としての使命感であるとか、教育基本方針や教育法規についての見識・知識を問う筆記試験も併せて行いながら選考を行っている。また、所属長、あるいは市町村の教育長から人物についての推薦書もいただきながら総合的な評価を行っているところである。

もう一つの点であるが、大分県での事案を踏まえての改善策については、教員採用選考と併せて検討の結果を先日御説明したが、管理職選考においても、例えば、筆記試験の答案の内容について、これまでも採点とその後の集計についてミスの無いように複数の職員がしっかりとチェックしながら事務を行う体制を組んでいたが、今年以降はそれにさらに加え選考が終了した後に、もう一度生の答案の内容と最終的な選考で整理されていた成績データがミスの無いよう処理されているか、最終的な突合作業を全員について行うことを決定している。そのようなところでしっかりとした公正で正確な選考を行いたいと考えている。

小野寺委員 要するにもう一度確認作業を入れるということであろう。教育長とか、教育次長はこれにどう関わっているのか。面接をしているのか。

教職員課長 面接官という形で受験者を直接面接していただく形ではないが、当然、面接・筆記試験等々の結果を踏まえた上での選考ということが教育委員会の業務として必要である。その選考会議の判断では、教育長、教育次長に協議の上、最終的な判断をしていただいている。

小野寺委員 具体的に気になっていることを伺いたい。異動は教員個々の希望を最大限尊重してやるべきだと思っている。それで、去年もあったが教員の異動希望をみた時に仙台市、あるいはその周辺の希望が多いという説明があった。私はこの傾向はずっと続いていると思っている。これはやはり採用段階から仙台市とその周辺部が多いのかなとも思うが、その辺はよく分からない。もしそうであるならば、仙台市とその周辺だけを希望する先生が多いのであれば、これは一つの課題かと思う。都市には都市の良さがあり、地方には地方の良さがあり、それぞれ特色のある教育をしていると思うが、宮城をみた場合、例えば、この前の学力調査とか、あるいは高校の現役進学達成率とかを見ると仙台市とその周辺と地方との差はある。学力状況調査をみるとむしろ開いているように思うところがある。大雑把にもっと言うと地方で新任を育てて基礎・基本を身に付けさせたら、それでは、あなたはどこに行きたいですかと聞いたら、仙台に行きたいというくり返しなのかと思うが、その辺りはどう考えるのか。仙台と地方に差があるのであれば、もちろん教員個々の希望もあるだろうが、むしろいまの実態を踏まえれば地方にもっと手厚い支援

をやっていくべきではないかと思う。事務局も努力されており難しい問題であるがその点はどうか。

もう一つは、仙台市との関係である。先ほどの特別支援学校ではないが、仙台市は人事権を持っている。そうすると、宮城県には何か人事の柱が二本あるようなところもある。やはり人事異動とか、仙台市との関係がどうなっているのかなかなか我々は分からない。当然ながら両者が連携してやるべきだと思うが、地方では仙台市とその周辺に行きたいが行けないという問題が実際にあるので、けっこう複雑な問題であるが、その辺についてはいかがか。

教職員課長

教職員の人事異動の基本方針については、正にこの人事異動方針の中に根本原則が定められているところであり、当然ながら宮城県の教職員として採用され学校現場で活躍していただいているわけである。それは県全体の教育水準の維持向上のために人事異動も含めて、御活躍していただくことが必要であろうと考えており、その意味では県内全域で広域的な適材適所の人事配置をしっかりと行うことが学校全体の教育の向上という点でも非常に重要なところでもあるし、一方で教職員の方々自身にとっても御自身のキャリアアップ、経験の蓄積という点でもいろいろな環境の中で業務を行っていただくということが資質向上の点でも非常に重要なことだと思っている。その点については昨年度の県立学校のところで委員御指摘のような方向をさらに進めて行きたいという改正を行っているので、今後の人事異動の事務についてもその辺を十分踏まえながら業務を行いたいと考える。

もう一点の仙台市との人事行政における関係であるが、全国にも政令指定都市が所在している都道府県がいくつかあるが、その中でみても非常に宮城県と仙台市との関係は人事行政の中で綿密な連携を取りながら推進ができていくという評価ができると考えている。具体的なその状況としては、例えば、教員採用選考であるが、問題の作成であるとか、あるいは実施のみならず、最終的な選考まで含めて完全に共同で実施しているものである。このようなことから優秀な人材を県と仙台市の双方で確保するという努力の結果である。また、人事異動の委員御指摘の教職員の人事異動希望先についても県内全域で均一でないという状況が確かにある。やはり、これには広域的な人事異動が重要だと思っており、その点については仙台市教育委員会と宮城県教育委員会が連携しながら仙台市と宮城県の人事交流を積極的に行っていくという考えで行っている。県の人事異動方針の中でも仙台市も含めながら広域の人事異動を行うということを規定しており、毎年度できるだけ多くの人事交流を行うよう努力しているところである。

小野寺委員

やはり全県的な視野に立って仙台市と連携しながら全県のレベルアップを図っていく。それから、むしろ手厚く地方を支援していく方向が大事だということをお願いした。申し訳ないが、もう一つだけ伺いたい。いま学校現場

教職員課長 　に講師が増えているという話を聞くが、比率的には、義務、県立、特別支援とあるが、どの程度になっているのかということ。それから、講師が増えている要因がどこにあるのか。もう一つは、講師が増えていることによって現場でも指導力の面でも困っていることがあるようだが、その辺はいかがか。

　講師の状況については、校種によってばらつきはあるが、小中学校で大体5%台である。その要因としては宮城県の教職員定数が少子化の影響で毎年減少していくという傾向がある。長期的な人事管理の観点で考えると将来的に過員を生じるという可能性も出てくるので、本務職員で現在の定数をすべて満たすということとなると将来的な定数減に伴い過員が生じた分を免職しなければいけないという事態も生じる恐れがある。そういった点を踏まえると一定程度の定数については、講師という形で対応しなければいけないという厳しい状況がある。一方で、委員御指摘のように学校の教育力の観点から教職員の指導力の点で御指摘だと思うが、私どももその点できちんとした教育水準を確保するための取組が必要であろうと考えており、本務の職員であれば初任者研修であるとか、あるいは経験者研修等々で法的にも悉皆の研修があるわけであるが、その点で講師については、これまでは無かったので、教育研修センター等における希望研修をぜひ講師であっても積極的に受講していただくよう働き掛けているし、事務所によっては以前からやっていたところはあるが今年度から県内全域で講師を対象とした研修会を県教委で開催させていただいた。講師の方々の教育力の維持向上にも積極的に重点的に力を入れていきたいと考えている。

小野寺委員 　もう一つだけ伺いたい。5%は義務の場合か。多い学校は2割、3割となっているという話を聞くが、そういうことはないのか。

教職員課長 　さすがに2割、3割というケースは一般的には無いと思う。

小野寺委員 　過員が出てくる場合に備えるというのは分かる。ずっとやられてきたことだと思うが、何か印象ではずいぶん増えているような気がしたので伺った。やはり、講師の方々も本務を目指しているわけであるので、それなりの力を付けていただきたいと思うし、例えば、講師が研修等に出ることについても旅費等の手当もされるべきだと思う。

櫻井委員 　教育長にお願いというか、質問がある。教育委員会で全県一学区を決めた時にいかに魅力ある学校づくりをするかという課題が出ていた。魅力ある学校づくりをするのが、県教委の使命だと思っている。強いリーダーシップを発揮できる校長を配置することがまず魅力ある学校づくりをする時にとても大事な要素だと思っている。それでいままで人事、特に校長の人事をみる限りでは、せっかくベテランの強いリーダーシップをとれる素晴らしい校長先生がいるのに、必ず仙台市内のナンバースクールで退職を迎えるというパターンが非常に多いように私は感じた。そこで、やはり地方にいて魅力ある高

校をつくるという時にそのベテランの校長先生，いままでであったら地方である程度校長をして，そして仙台市内のナンバースクールに戻って，進学校であるので，確かに大変な面はあるとは思いますが，あまりリーダーシップを発揮する必要の無い安泰な学校で職務を終えるということはもったいないことだと思う。まるでそのコースが決められたかのようにされるのではなく，これからは宮城県教育委員会の意思としてベテランのリーダーシップをとる方を仙台市内ではなく，地方に魅力ある学校づくりをするために配置するような考えがあるのか伺いたい。

教 育 長 従来も魅力ある学校づくりということで校長選考を行ってきたし，そういった意味での適材適所も配慮してきところであるが，22年度に学区が無くなるということを踏まえて御指摘のとおりなお一層魅力ある学校づくりということに力を入れていく必要があると言える。従って，校長本人の希望ということもあるが，全体的な意味での能力を教育委員会としても教育方針などと総合的に考えて御指摘の観点を踏まえて人事等を行う必要があると考えている。

櫻井委員 そのように変えていくことが，変えられるところと変えられないところがあるかもしれないが，変わることが分かれば全県一学区にしたことを納得していただける部分も出てくると思う。でもいままでと同じようにしていたのであれば，やはりあの時に県教委が言ったことは何なのかということとなる。私は非常に責任を感じているので，来年度からの人事に注目したいと思っている。お願いする。

委 員 長 ただいまの御指摘は小中学校ではなく，高等学校の指摘であるが，トップの方が地方で良い学校を育てて，良いリーダーがいて，そこで先生をしてみたいという若い教師達が現れるということがどうやってできるかというのは，小学校，中学校でもあるかもしれないので，人材の配置で適材適所とか，人物，識見，実務に優れるということの付けようが無いが，例えば，この学校をもう少し頑張ろうというようなモデル校を幾つかつくり，そこを伸ばす仕組みとか，具体的な仕掛けをつくる必要があるのではないかと櫻井委員の発言を聞いていて思った。9月19日の全国の教育委員長を集めた会議でも大分のようなことが起きないように新任，あるいは幹部の方の先生方を選ぶことに対しては教育委員会はしっかり責任を持って，しっかり監視しなさいという発言であり，そういう意味では今日のように大きな異動方針というものを決めて細かいことはさらにしっかり決めていくというので構わないと思うが，その細かいことを決める時に我々がしっかりチェックできるというか，そうした対応をぜひお願いしたいと思う。具体的にどうするかというのは検討願いたい。

小野寺委員 やはり全県一学区の問題があった時にいまの議論はかなり出ている。それ

で、去年、高校の異動方針は大分変わっているところがあったが、去年の異動実績をみた時に、その前の年に比べてみて広域交流がある程度進んだということがあると思うが、その実績はどうか。

教職員課長 昨年度教育委員会でお諮りして改定した県立学校における人事異動方針であるが、正に全県一学区ということを踏まえつつ、広域人事を目的とした改定であった。年度末の人事異動の協議の際にもその点を説明したわけであるが、一つの代表的なところで御説明すると今春の定期人事異動においては、仙台市周辺の中部地区から他地区に異動した方は、88名ということで平成10年以降最高の数字となった。対前年度比で26名の増である。逆に他地区から中部地区に異動した数もここ10年ほどの中で過去最高の数字で97名、対前年度比で30名の増となっており、人事異動方針の改定の効果が如実に表れてきていると思うので、今後もそういった方向で継続して努力を続けていきたいと思っている。

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第3号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

(説明：教育長)

「県立特別支援学校学則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、21ページから27ページまでとなる。

これは先程報告した、平成21年度県立特別支援学校高等部の募集定員等の変更も含め、県立特別支援学校学則の収容定員等を改正するものである。

資料25ページからの新旧対照表を御覧願いたい。

別表第3についてであるが、県立特別支援学校の高等部への入学希望者の増減に伴い、光明養護学校の第1学年の収容定員を55名から49名に変更するほか、同様に西多賀養護学校、石巻養護学校、名取養護学校、角田養護学校、迫養護学校、古川養護学校、船岡養護学校、山元養護学校、利府養護学校及び岩沼高等学園の第1学年の収容定員を資料のとおり変更するものである。

また、学年進行に伴い、今年度の第1学年及び第2学年の収容定員を来年度の第2学年及び第3学年の収容定員とするため、盲学校の第2学年の収容定員を14名から11名に変更するほか、12校の収容定員を変更するものである。

なお、改正後の規則は、平成21年4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第4号議案 職員の人事について

委員長 委員全員に諮った上で、第4号議案については、非開示情報が含まれる事

項のため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり（秘密会のため公開しない）。

10 課長報告等

(1) 石巻高校の生徒の交通事故について

（説明：高校教育課長）

「石巻高校の生徒の交通事故について」御説明申し上げます。

資料は、1ページとなる。

今回の事故については、すでに新聞等で大きく報道されているところであるが、9月18日、午後3時40分頃、石巻市雲雀野1丁目の信号機のない横断歩道上で、石巻高校3年生の女子生徒2名が、日和大橋方向から走行してきた乗用車にはねられたというものである。

事故直後、二人は、救急車で石巻赤十字病院に搬送されたが、手当のかいなく、亡くなられたということであり、誠に残念である。

二人は、7校時目のロングホームルーム中に、卒業アルバムの写真を撮影するため、学校から約1kmの距離にある海岸までの移動途中で事故に遭ったものである。

亡くなられたお二人の御冥福をお祈りするとともに、御両親並びに御親族の皆様に対して、改めて心よりお悔やみを申し上げます。

なお、報道によると、乗用車の運転者は、よそ見をして前方を確認しておらず、現場にはブレーキ痕がないことや、自動車運転過失致死罪で地検に起訴されたということである。

学校では、事故の翌日、全校集会を開催し、事故について説明を行うとともに交通事故防止を呼びかけたところである。また、その翌日には臨時のPTA総会が開催され、保護者から学校に対して、危険箇所の把握や信号機設置の要望等について提案されたところである。その後、9月30日に、学校、PTA、生徒会の三者連名で、信号機の早期設置についての要望書を、石巻警察署及び石巻市に対して提出したところである。

県教委としては、クラスメートをはじめとする他の生徒たちへの心のケアに対処するため、事故の翌日からスクールカウンセラーを2名派遣した。また、交通事故防止の指導徹底について文書で各県立学校に通知し、改めて指導を促したところである。今後とも、生徒の交通事故防止に向け、注意喚起を徹底し、このような事故が二度と起こらないよう努めたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

（質 疑）

櫻井委員 去年も同じ場所で事故が起きたという横断歩道であり、それで写真撮影をする前に危ないということを担当の先生は話をして、先に撮影現場に行ったということを読んだ。やはり小中学校でも当然のことであるが、教師には引率という義務があると思う。それで、去年同じところで事故が起きたから気を付けなさいと言って、引率しないで行ったのではそれはやはり掛

け声主義に終わってしまうと思う。引率しなかったことの責任の所在と去年事故が起きた時にきちんとした分析をしていれば当然信号機もついたかもしれないし、その分析が非常にシリアスなものであれば掛け声主義で終わらなかったと思う。そこをどう考えるのか。

高校教育課長 まず、昨年の事故についてであるが、昨年の事故は夕方にほとんど暗くなったところで陸上部の生徒がランニング中に横断歩道を渡ろうとして事故にあったものである。学校としては、通常はあの横断歩道は使っていないこと、通学路にもあたっていないということで、陸上部の生徒についても普段あの場所を横断することはなく、たまたまあの時に海岸で柔軟体操(ストレッチ)をしていた他の部員がいたために渡ることとなったので、学校としては、暗いところでの横断が極めて危険であると判断した。よって、暗くなってから校外をランニングする際には、蛍光シールの付いたたすきを着用するよう徹底したり、そういった夜間の対策を中心にとっていた。今回の事故のあった交差点については、生徒の通学路になっていなかったことと、生徒自体もそこを使う生徒が少なかったことで、信号機の設置についても強く要望することがなかった。それから、主に注意喚起を夜間の交通安全ということにしぼって生徒に注意を促したということがあった。結果的にいま考えれば、日中大変見通しの良い直線道路であるので、横断歩道上を日中渡るということであれば、通常高校生であれば大丈夫であろうと学校では考えていたところであるが、結果的にはそこのところが十分注意を喚起しておればと悔やまれるところである。

それから引率についてであるが、確かに小学校でも、中学校でも引率の場合に郊外学習に先頭と後ろについて引率するというのがある。特に、小学生はそういった形でやっていると思うが、高校生になると社会人に近い判断能力があるということ、今回の場合はいま申し上げたとおり天気も良く大変見通しも良い横断歩道であるので、その横断歩道を通って海岸に行くこと自体は、引率を先頭と後ろをつけてするまでのことはないとの判断を学校ではしたものである。これも結果的にどうかとなれば、もしついていけば防げたかもしれないということもあるかも知れない。さらに、その海岸でホームルームをしなければ、学校の中でやっていけば事故は起きなかったわけであるので、そういった面でいろいろと反省させられるところがあると、学校でも考えているところである。

小野寺委員 これはやはり学校としてはかなり反省しなければいけないことだととらえている。当然これは管理下内での事故である。そうすると今後どう対応するのかということはあるのか。

高校教育課長 現在、学校では御遺族に対して弔問と事情の説明を行うために自宅を訪れ、様々な説明をさせていただいているところである。当然その際に管理下でこ

ういった事故が起き、大変申し訳ないということでお話しをさせていただきながら弔問をしているところである。ただ、今回の事故については、自動車を運転していた運転者に、第一義的に極めて大きな責任があるということを考えているところである。そちらの刑事裁判の行方を見守る必要があると考えているところである。

櫻井委員

追加の質問であるが、やはり高校三年生の娘を持っている身としては人ごととは思えない。それで、親御さんからは県教委に対して、学校側に対してどのような意見が出されているのかということと、車はいつ飛んでくるのか分からないわけであるので、どんなに注意していても避けられないことがあるが、ある程度自分で避けられる場合もある。そういう交通安全教育のようなものについては、あらためてこの事故からどのように考えているのか、もう幼稚園、小学校からずっとやっているが、車は勝手に止まってくれるものだよという教え方ではなく、自分の身は自分で守るのだ、何が飛んでくるのか分からないのだよという危機管理の教育をもっと強くしないと、ここはこれで終わったがもっといろいろなところで起きる。そう考えると何か反省して変えないといけないところがあるのではないかと思うが、いかがか。

高校教育課長

お亡くなりになったお二人の生徒の御遺族については、先ほども申し上げたとおり校長、教頭、担任等々が訪問しお話しを伺っているところである。それから、今回の事故を教訓としてこういった事故が二度と起きないようにするために、いま委員から御指摘のあったような点については極めて重要だと考えている。そういったこともあり、事故後直ちに各県立学校に注意を促す文章を出したところである。10月21日に校長会議あるので、その席上でも交通安全教育について、バイク通学とか、自転車通学とか、そのような時の加害・被害だけではなく、今回のような歩行中の事故もあるので、十分注意して通学するということ、いろいろな機会をとらえて学校の中できちんと指導するように、あらためて各校長に伝えていきたいと考えている。石巻高校では、今回の事故を教訓として、信号機設置の要望だけでなく、交通安全教室を含めて校舎内外の安全点検を行うことで現在取り組んでいる。

佐々木委員

同じように刑事ではない、民事での部分で何かあれば伺いたかった。十分な配慮をお願いしたい。

小野寺委員

石巻高校の件については、今後どう進展するのか予測がつかないが、県として誠意を持った対応をしなければいけないと思う。それで、離れるかもしれないが、学校は生徒の安全を守るということを一番最初に考えないといけないと思う。例えば、登下校にしろ、ただ、やはり学校だけではできないわけである。いま学校支援ボランティアというのか、通学ボランティアというのが大分出ているが、私はこれはとてもよいことだと思う。子どもの安全を

守ることばかりでなく、地域で子どもを育てるということだと思う。そこが
いま欠けていると思うので、どこかで学校支援ボランティアと関係機関との
連携のあたりも児童生徒の安全対策の中にどんどん入れて奨励していくべき
ではないかと思いあえてつけ加えた。

(2) 宮城県内の学校給食における事故米穀の混入について

(説明：スポーツ健康課長)

「宮城県内の学校給食における事故米穀の混入について」御報告申し上げます。

まず、9月16日付けで文部科学省から、「三笠フーズ株式会社の事故米穀の不正規流通」に関する情報提供があり、これを契機に学校給食用食品の安全性の確保等注意を促すよう通知があった。

次に、9月18日付け文部科学省通知「第2報」では、学校給食において、事故米穀使用の事例が報告され、県教育委員会として、各市町村教育委員会及び学校給食を実施している県立学校に対して、注意喚起等の指導・要請を再度行うとともに、事故米穀混入の可能性のある製品について調査し、10月7日に最終的な結果を公表している。

当初、山元町・大衡村・大崎市・登米市・角田市の5市町村の31校、71,239食に事故米穀混入の可能性があると発表したが、その後明らかになった情報に基づき、該当市町村が事故米穀対象製品の賞味期限を更に精査したところ、角田市を除く4市町村では混入の可能性がないことが判明した。なお、角田市の供給数については、対象製品の賞味期限を確認できなかったことから、事故米穀混入の可能性がないと断定できなかったものである。

県教育委員会としては、今後も各関連機関からの情報収集を続けながら、食品の衛生管理の徹底など安全安心な学校給食の一層の充実に向け努めたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 この事故米のことはともかく、これは可能かどうか難しいことがあるかと思うが、宮城県は全国に名高い米どころであるので、ぜひ県内での自給ということを中心に心がけるような食材を採配してはどうかと思う。その他のお米だけでなく、要するに地元の食材、地元の野菜、地元の食品をできる限り多く使えるような何か上手い方法を考えることが、もちろん健康のためでもあるが、県のもの動きにも大変大きな影響を与えると思うし、子ども達にもこの地域でできたものを給食でいただくので、意識が高まり、食育ということにもつながって行くと思う。難しい手間のかかることだと思うが、こういう機会にぜひ自給ということを少しでも多くしていただけたらと思う。

スポーツ健康課長 委員御発言のとおりだと思うが、様々な課題があり、地場産品を使用するとどうしてもコスト的に高くなってしまふことなどがある。いま食材がどんどん上がっている中で学校給食費を上げないように各市町村では頑張っている

るところである。あと政治的なことも絡むので、今後、議員等も動いているようなので、何らかのできるだけそういう方向で進められるようにとは思っている。管轄は市町村なので呼び掛けては行きたいと考えている。

櫻井委員

この厚焼玉子の話が出た時に、何で玉子焼きくらい給食室でつくっていないのだろうと思った。手間の問題だとか、値段の問題はあると思うが、私は主婦であり、保護者だが危険なことを考えたのならば、ゆで玉子でもよいから、そんなに手間暇かけなくてよいので出して欲しい。佐々木委員発言のように地場産の卵を使ってくれたらよいと思っている一人の母親である。それと、いまコストの問題が非常に問題があると思う。地場のものを使おうとするとコストが上がる。いま給食費を払わない親もいる時代にこれは大変だと思ふかもしれないが、食育とか食べ物の安全にはコストがかかるということも教育するためにも、上げることが難しければ、週に2回ぐらいは家から弁当を持ってきなさいぐらいの強い言い方が必要だと思う。母親がつくった弁当ほど愛情たっぷりのものはないし、学校給食にはその良さはあるが、戦後、食べ物がなかなか各家庭で同じようなものが食べられない時代と違って、いまは飽食の時代である。愛情が欠けていて病気になる子どもがいるくらいであるので、コストの面で難しければ、家からの弁当ということも考えて良いのではないかと思うが、いかがか。

スポーツ健康課長

委員の御指摘は個人的には分かるが、各市町村が管轄している学校給食において我々がそこまで立ち入ってよいものかどうかという疑問はある。ただ、今回の件も玉子焼きのつなぎに使う米澱粉が事故米穀だったという、形でなかなか見えにくいものだったと判断している。安全であるべきものが安全でなかったという教訓はあるが、なお、今回のこれ以外にも中国製品でどんな様々な問題が起こっているの、学校給食会や各市町村においてそのような呼びかけはしていこうと思っている。なお、弁当については、そのような方法があるということは多分市町村でも分かっているところだと思うが、我々としても働きかけをしていきたいと思う。

櫻井委員

遠慮無くいろいろな意見は市町村に言ってよいと思う。伝えていただきたい。

勅使瓦委員

なかなか学校給食の一食あたりのコストということを見ると、地産地消ということでそれぞれの市町村で採れている食品をつかっていくということは各市町村長などはいろいろな場面でお話されているようであるが、現実的にコストの問題とかがあり、あと通年通しての確保、食材の確保が難しいというのがあり、なかなか実現できていないという部分があるようである。どうしてもコストと食材の確保という部分で言うと中国からの食材は使わざるをえないというのが現状のようである。そのことから言えば、まだ、中国のあんこであったり、インゲンだとかそういったところでもいろいろな問題

が起きているので、使う際のそれぞれの給食センターでの使ってからではなく、使う前の中国製品の取り扱いだとか、できれば使わない方がよいと思うが、そうはなかなかいかないという場合に各給食センターでの食材の取り扱い方というか、その辺のところを徹底していただけるような検査の仕方等があったらよいのではないかと考えている。その点はいかがか。

スポーツ健康課長

委員御指摘のとおりであるが、定期的に本課で出向いており、本日も出向いているが、定期的に給食センターのチェックをしたり、今回、登米市で定期的に食材の検査をしていただいている。今回大腸菌が見つかったりもしており、できるだけ卸業者も含めて事前に防げるところは防いでいきたいと思っている。

委員長

食材王国でこのような事故が起きるとするのは悲しい話であり、別に県が食材に口を出しているわけではなく、大体市町村のほうでやっている。しかし、みんなあって栄養価があっておいしいものを安く提供しようという給食センターは相当努力はしているのだろうけれど、先ほど佐々木委員や櫻井委員の発言のとおり、どうしてもそういうことをやるとPFIや何かで工場をつくっているが、結局は、全国的に仕事をする会社が仕事をするほうにどんどん行く。それはある種のリスクのある時の対応とかを考えるとどうしてもそちらに方向に流れることとなり、本当の地元の人々の心が伝わって、子どもに伝わるといふことになかなかならないというのが、いまの現状である。食材王国の子どもを次の時代にどんなふう育てるのかという時の考え方としてももう少し地元の人々の愛情が子どもに注がれる仕組みというのが無いものなのかどうか、どんどん給食センターが大きくなって行って、扱うメーカーは全国的になって行って、もっと地元でこんなことやれる人がいるのではないかと考えるのだが、そうは現実にはPFI等でやるとならない。その辺も含めて子どもの食材に我々はどう立ち向かうのかというのを本当に基本的に考えていただいて、親を巻き込む話も教育にとってはとても重要な仕事であろうと思うので、少し幅広い目で検討していただくとよいのではないかとこの感想である。先ほどの交通事故の話もそうだけど普通ルールを守っているドライバーであれば事故は起きないはずなのに、ごく普通にやっているメーカーであれば、まあメーカーなのか、途中で混入されたりするのか分からないが、起きないはずのものが起きてしまう。そういう不測の事態にどう対応するのか、交通事故でいえば子どもはどう対応するのか、それから、給食の場合であれば、市町村の給食センターなり、何なりはどう対応するのかといったことを本気になって考えないといけないと思う。あつてはならないことが起きてしまった時にどこでどういう菌止めをするのかというそのルールがとても大切であり、我々は全国的なレベルで検査するというような話になかなか至らないわけであるので、地域の中でどういう自衛をするのかといった

ことについてもう少し検討してみる必要がある気がする。よろしくひとつ検討願いたい。

教 育 長 櫻井委員御発言の弁当の問題であるが、御指摘のように学校でみんな弁当を持ってこいと言った時にすべての家庭で持ってこさせればよいことであるが、現状として学校でそうしようと言っても相当の親は単に子どもにパンを持たせるとか、コンビニで買わせるとか、弁当を持たしてもそれこそ中国製の食材ばかりの弁当になったりするのが実情ではないかという感じがする。号令をかけてすぐそうなるものではないという現状とするならば、やはりそれに向けた事前の仕掛けというか、準備が相当なければ、簡単にはいかないと思う。一種の社会運動として動いていかないとなかなか効果が上がらないことと思ったりもしている。その仕掛けを考えていきたい。

委 員 長 早寝・早起き・朝ご飯は一生懸命やっているわけだが、朝ご飯は家庭でどれだけつくっているか分からないが、何とか子どもに朝ご飯というのをやっている。昼の手弁当というものがあるのかどうか分からないが、それはもし本当に大切なことであれば、そうしたある種の運動にしていかなないとなかなか難しい。多分考えられるのは、子どもにお金を幾らかやって学校途中のコンビニや何かで何か買って持ってきたものが並べられるという状況の恐れが十分ある。

小野寺委員 私が最後に勤めた学校は給食が無い中学校であった。給食が無くとも親はちゃんと用意する。いまの話で言えば親は一生懸命やると思う。そういうことが必要であればであるが、給食の意義とかの問題となるので、ここでは止めるが、一般的に言って親を高く評価してよいのではないかと思う。

櫻井委員 カナダの小学校に子どもを通わせていた時は、学校に給食は無くて、やはり幼稚園、小学校、中学校ではランチボックスに簡単なものでも親が持ってくるという習慣があった。どんな家でも持ってきた。リンゴとパンの家もあるし、サンドウィッチの家もあったが、やはりあまりにも手をかけて給食のお膳立てをするのが、私は教育ではない時代に来ていると思う。給食が当たり前だというのが浸透してしまったがために、朝食を食べなくとも家の子は給食を食べれば大丈夫という母親がまかり通っている時代で、それが大人になってからの心の成長していく過程で非常に大きな障害になっていると思うので、やはりそれはそれなりに、いろいろ教育長の発言のとおりお膳立ては必要だと思うが、良い面も一杯出てくると思うので、勇気を持ってやれる時が来ればよいと思う。

教 育 長 いま小野寺委員、櫻井委員からの御発言のとおりになればよいという期待はあるが、これはかなり前の話であるが、長野県のどこかの町が給食を全廃しようとした。その場合は全廃だったから駄目だったのかもしれないが、反対運動がかなり起き、結局それを断念した経緯がある。簡単にはいかない話

ではないかと思う。

委員長 県の教育委員会からやれと言ってやれる代物ではなく、子どものために私の学校ではやろうというぐらいの話にならないと多分なかなか実現しないであろう。私は東京で子育てをした。随分昔の話であるが、給食の無い私立であった。毎朝大変であったが、それはそれでやるものである。子どもに聞くといろいろな弁当があり、お母さんの愛情がいっぱいこもった綺麗な弁当もあるし、コッペパン一つにフランクフルト一本という人もお友達の中において、それはそれで遅くなるのだと思う。

(3) 世界文化遺産特別委員会の調査・審議結果について

(説明：文化財保護課長)

「世界文化遺産特別委員会の調査・審議結果について」御報告申し上げます。

平成20年9月26日に文化庁から世界遺産暫定一覧表記載候補提案書について、文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会の調査・審査結果が公表されたので報告する。資料の3ページをお開き願いたい。

提案書は県と塩竈市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町の2市3町と協議の上、候補資産を里浜貝塚、西の浜貝塚、大木囲貝塚等の史跡と特別名勝松島、国宝瑞巖寺等に絞り込み、テーマを「松島 貝塚群に見る縄文の原風景」として平成19年9月28日に共同で提案書を提出している。

調査・審議結果、各道府県から提案された32件のうち暫定一覧表入りが適当と判断されたのが5件で、宮城県の提案は、「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産カテゴリーに該当する」との結果であった。カテゴリーとは、主題の再整理、構成資産の組み換え、更なる比較研究等を要するものとされ、我が国の歴史や文化を表す一群の文化資産としては、いずれも高い価値を有するものであるが、今回の提案内容を基に世界遺産を目指す限りにおいては、現在のイコモスや世界遺産委員会の審査傾向の下では、顕著な普遍的価値を証明することが難しいと考えられるものという厳しい内容である。

なお、審議結果には附帯意見が付されている。資料3ページの下の方の部分であるが、「構成資産である縄文時代の貝塚の一部については、暫定一覧表に掲載することが適当であるとされた『北海道・北東北の縄文遺跡群』との選択的統合を行うことにより、顕著な普遍的価値が認められる可能性が高い」という内容である。

今後の対応としては、文化庁からのより詳しい情報収集に努め、その内容を精査した上で、共同提案した市・町と十分な協議を行い、今後の対応を検討したい。また、附帯意見については、文化庁からの連絡を待って関係自治体と対応を協議することとなる。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑)

小野寺委員 資料を見ると32のうち5件が暫定リストに入り、松島は残念なこういう結果となったが、新聞報道等を見ると宮城の場合は準備期間が短かったとか、

住民との合意の問題などが指摘されている。これからいまの話だと文化庁からさらに来るのか。このようなことですよという評価した結果みたいなものが来るのか。

文化財保護課長 一応最終報告ということで報告はいただいているが、なお十分内容が分からない部分があるので、その点について、さらに担当課他により詳しい情報を得て、よりの確に判断したいということである。

小野寺委員 もう一つであるが、一番最後の末尾にあるのは、「北海道・北東北の縄文遺跡群」と松島を連携してやったらどうでしょうかということであるのか。

文化財保護課長 そういう趣旨の内容である。

小野寺委員 難しい問題である。やはり仕切り直しになるのかな。

委員長 いまの感想であるが、宮城県が提案したあそこをどうですかと言ったことに対して、それは北海道や北東北にも似たような系列のもので価値あるものがいっぱいあってこういう形で来ているよというのが出された、離れたところで一緒にしてよいかというのは別問題として、それはおきる。松島丘陵の深化でおぼれ谷でできた島のアールコンターにそって縄文集落が発達していて、それがかなり幅広くみられるという良さだけではあまり価値が無く、地形やある在り方とか、いまの人々の生活との繋がりがどうあるのかとか、何か違うことを言わないと難しいかなと前に説明を聞いた時に思っていた。そのような感じとなってしまったかなあと思う。このあと本当にどう目指したらよいか、世界文化遺産としてどうしても目指さないといけないのか、あるいは、依然として平泉だとか、仙台、松島あたりは一つのグループとして、今度新たにできた観光庁であろうか、観光庁が幾つかの地区を指定してそこで新たな観光振興を図ろうという中に松島一円も平泉松島なんかになったと思う。そのような形で別なステップを目指すのか、そんなことも併せて我々は考えないといけないと思う。エコが非常に大きなテーマになっている時代に、水辺の中に松と島がある中で、エコライフをするというのは未来志向ではある。それをどういうふうにアピールしていくのかというのは本気になって腰を据えて考えてよいと思う。あまり拙速でつくらなくともよいという気がする。価値はいっぱいあると私は思える。検討をお願いしたい。

小野寺委員 縄文遺跡の価値が北海道と北東北は認められたのだと思う。それで行くのか、あるいは仕切り直して別で行くのか。

文化財保護課長 まず世界文化遺産としてどうかと見た時に、私どもで構成したコンセプトは、松島を縄文の背景としてとらえたということであるが、これについては、実は委員会の方でもどういう見方をしたらよいかというように考え方が二つに分かれたようである。人と自然との関わり、時代を超えた関わりとみた方がよいのか、あるいは、その縄文を主体にみるのか、ある意味松島というのは付属物とみた方がよいのかとなったが、検討の結果は縄文主体というふう

にみたようである。そういう意味からすると私どものコンセプトについては、はっきり申し上げて却下されたのかなあという形で認識している。そういったことであるが、完全に駄目だというふうな答えでもないわけである。であるから、今後の取り扱いについては、関係市、関係町にまだ正式な報告をしていないので、その中で協議をして今後の取り扱いについて決めていこうということで考えている。なお、あと縄文については、文化庁も縄文遺跡を重要に見ているということなので、そちらに引っ張られたのかなあという印象ではある。余談であるが、北海道・北東北でも過不足があるということを知っている。そのような意味でもあちらはあちらなりの問題は抱えていると伺っている。

佐々木委員 蛇足かもしれないが、一つは、宮城県はすごく歴史のある県だと言われながら、例えば、余所の県に行った時に、どこどこに行ってみ学しようとか、そのようなところが沢山整備されている。ところが宮城県にお客様がみえた時、例えば、学会等の時に御案内するのに相応しいところが思いのほか少ない経験を何度かしている。そういう意味ではこのような文化遺産とか、文化遺産というものをもっと沢山発掘して、整備して、一般の方が自分達の郷土を誇れるようなもの、宮城県というのはそれに相応しいところだと思っているが、思いのほか少ないのでびっくりするが、誇りをもって自信を持って発掘して行って整備していったらよいのではないかということが一つである。

もう一つは、この群 というのは大変残念であるが、どういう視点で選ぶかということを考えるともっといろいろな高いところからいろいろな判断がされていると思うが、いち宮城県人としての気持ちとすると、せっかく宮城県の松島というところから出しながら、松島の特殊性が十分出されていなかったということが難点ではないか、もっと松島らしさ、松島でないとなない部分をもっと強調できていたらよかったのではないかという印象である。例えば、群で高く評価されたのであれば、群ではどのような地域が指定されていたのかという分析をもう少し、地域性を、私が何かを選ぶにしてもやはりその個性である。その人でなければできないこととか、そこだからできるということとか、そこにしかない、ぜひともここを残さないといけないというその必然性をよく示すような部分をもっと強調されたらよいと思うので、ぜひこれからのためにも頑張ってください。お願いである。

1 1 次期教育委員会の日程について

平成20年11月21日(金)午後1時30分から

1 2 閉 会 午後3時20分

平成20年11月21日

署名委員

署名委員